

16. 一時預かり

一時預かりとは、下記の様々な事由により、お子さんを家庭で保育することが困難になった場合に認可保育施設でお預かりする制度です。

【ご利用できる方】

- 1) 市川市に住民登録されているお子さん。
- 2) 7ヶ月以上かつ小学校就学前のお子さん。

注) 同居する人のいずれもが保育にあたれない、もしくは困難なことが条件です(リフレッシュを除く)。

注) 幼稚園や保育園に在園されているお子さんは原則としてご利用できません。

【利用できる時間】 9:00～17:00

【利用できる曜日】 月曜日～金曜日

【利用できる保育施設】

一時預かり実施保育施設一覧(P50)を参照ください。

より多くの保護者の方々にご利用いただくため、1ヶ月内(例:4月1日～4月30日)で複数の保育施設にまたがってご利用いただくことはできません。

※ご利用にあたり、保護者とお子さん同伴での『面接』が必要です。

【利用要件】

1. 一時的に保育が困難な場合(月15日が限度)

① 職業訓練・就労・就学・就労面接など

保護者の職業訓練や就労の面接、就学、就労等により断続的に家庭での保育が困難となる方

(例)○週に2～3日の就労 ○会社面接 ○ハローワーク面接等

② 緊急・一時的な場合

保護者の傷病、事故、出産、介護、看護、災害等社会的に止むを得ない理由により緊急・一時的に家庭での保育が困難となる方

(例)○出産のため1週間入院する ○祖母が入院したので付き添いが必要

③ 裁判員に選ばれた場合

『裁判員の参加する刑事裁判に関する法律』に定める裁判員候補者の呼び出し及び裁判員の出頭に応じる場合

④ その他

上記以外の理由によるもの

2. 育児中のリフレッシュの場合(月2日が限度)

月2回以内の用事

(例) ○育児の合間のリフレッシュ ○健康診断 ○単発の通院 ○その他

※申請をお受けしても、保育施設の状況によっては、ご希望する日数を利用できない場合もあります。予めご了承ください。

【利用料】

	年 齢	利 用 料 金	
利用料	3歳未満児クラス	300円/1時間	分単位の端数は、利用日毎に1時間に切り上げさせていただきます。
	3歳以上児クラス	200円/1時間	
昼食料	300円/1回		利用する方は前日までに、保育施設にお申込みください。

【利用料の支払方法】以下のどちらかをお選びください。

★納付書払い

利用月の翌月に納付書を郵送いたします。お手元に届きましたら支払期日までに指定金融機関の窓口でお支払いをお願いします。(コンビニエンスストア・郵便局・ATMではお取扱いできません。)

※指定金融機関を記載した一覧を、納付書に同封いたします。

※保育料無償化の請求等で領収証が必要な方は納付書払いをご選択ください。

★スマートフォンを利用したクレジットカード決済 (PayPay 含む)

利用月の翌月に、決済に必要なQRコードが記載された通知を郵送いたします。お手元に届きましたらQRコードを読み取り、期日までに決済をお願いいたします。(領収証の発行はできませんので、保育料無償化の請求等で領収証が必要な場合は納付書払いをお選びください。)

※利用料を滞納している場合、ご利用をお断りすることもありますので、必ず納付期限までにお支払いください。

【利用するための手続き】

各保育施設に直接ご連絡いただき、空き状況を確認のうえお申込みください。

※受付時間は、13時～17時です。

1. 利用申請

申請時に「一時預かり事業利用申請書」と下記必要書類をご提出ください。

○必要書類(お子さんと同居している方全員分が必要です)

①職業訓練・就労・就学・就労面接など	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就労による場合 …… 就労証明書 ・ 就学の場合 …… 在学証明書(学生証)と授業時間割 ・ 講座等を受講する場合 …… 受講証明書 <p>(※趣味の講座等は認めていません)</p>
②緊急・一時的な場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 傷病により通院の場合 …… 診断書または通院証明書等 ・ 出産する場合 …… 母子手帳の写し等 (表紙及び分娩予定日記載ページ) ・ 介護・看護の場合 …… 看護等を必要とする医師の証明書等
③裁判員制度に応じる場合	裁判員候補者の呼び出し、出頭に応じる場合 …… 裁判員制度に基づく呼出状
④その他	その他 …… 証明となる書類等
⑤リフレッシュの場合 (月2日限度)	必要ありません

2. 保育施設での面接

事前に保育施設でお子さんと一緒に面接を受けていただきます。

3. 利用開始

保育施設で指定の「利用明細票」に、利用日毎の開始・終了時刻を記入してください。

4. 利用終了

利用理由がなくなった場合は「一時預かり事業利用辞退届」を保育施設に提出してください。

(利用承認等通知書の下部が辞退届になっています。)

注)「辞退届」提出後、再度利用する場合や申請理由に変更があった場合は、同じ年度内でも新たに申請が必要になります。

【一時預かり実施保育施設】

	保育施設名	所在地	電 話	申し込み先
私立 保 育 施 設	国府台保育園	国府台 2-9-13	372-3740	直接各保育施設へお申込みください。
	百合台保育園	曾谷 3-11-1	374-0789	
	さくらんぼ保育園	市川南 2-6-22	322-3334	
	かいづか保育園	下貝塚 3-9-3	318-5766	
	市川キッズステーション	市川南 1-10-1 3F	322-8733	
	市川大野ナーサリースクール	大野町 3-1438-1	339-3331	
	広尾みらい保育園	広尾 2-3-1	390-2772	
	ありのみ保育園	下貝塚 1-3-23	374-8700	
	こうぜん保育園市川	南大野 2-23-11	701-5920	
	市川どろんこ保育園	鬼越 2-18-17	302-7333	
	柏井保育園	柏井町 2-718-3	337-6541	
	すえひろ保育園	末広 1-1-48	356-4152	
	風の谷こども園	北国分 4-10-3	375-2700	

公 立 保 育 園	保育園名	所在地	電 話	申し込み先
	平 田 保育園	平田 1-20-16	324-1360★	直接各保育園へお申込みください。 受付時間は 13~17時です。
	行 徳 保育園	行徳駅前 4-22-17	395-4870★	
	鬼 高 保育園	鬼高 1-11-20	378-8223★	
	塩 焼 第 2 保育園	塩焼 3-11-15	395-5430★	
	新 田 第 2 保育園	新田 2-1-24	379-1915★	

★印は一時預かり専用ダイヤルです。

●上記の保育施設のほか、施設独自に一時預かりを実施している保育施設もあります。
利用要件・料金・時間等については直接、下記までお問い合わせください。

・南八幡さくら保育園 ・ ・ ・ 南八幡 3-9-1 電話 314-4190

・K's garden 真間駅前保育園 ・ ・ ・ 真間 1-12-4 電話 704-9966

【利用内容等のお問い合わせ】

市川市 こども部 こども施設入園課 運営費グループ 電話 711-1791 (直通)

【お申込みのお問い合わせ】

空き等のご確認、お申込みは直接保育施設へお願いします。